

令和6年4月15日 受付開始

令和6年度龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助

40歳未満(本人か配偶者)もしくは18歳未満の子がいる
若者・子育て世代が家を買くと補助金がでます

新築・中古問わず

龍ヶ崎市内の
住宅購入で



最大 **15** 万円

申請期限

令和7年2月28日(金)

※予算額に達した場合は、申請期限を待たずに事業の受付を終了する場合があります。
※今年度の申請対象者は、翌年度以降の申請ができませんので、予めご了承ください。

基本額

10万円

+

加算額

最大

5万円

原則として、下記の条件1~3に
該当するすべての方に補助します。

住宅購入日から申請日までの
期間で龍ヶ崎市内で消費した
金額をキャッシュバックします。

※一部、除外品目あり

<令和5年度の事業で対象となる方の主な条件>

条件
01



40歳未満(配偶者でも可)
もしくは
18歳未満の子がいる
(令和6年4月1日現在)

条件
02



令和6年1月1日~
12月31日までの1年間に
家を購入して登記済

条件
03



金融機関と10年以上の
ローンを締結

※上記は主な条件となります。詳細な条件は裏面やお問い合わせで必ずご確認ください。

龍ヶ崎市 まちの魅力創造課
人口問題対策室

龍ヶ崎市住宅補助

検索



0297-64-1111(内線377)



miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

龍ヶ崎市では、若者・子育て世代の定住化を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、住宅ローンを活用して、市内に自ら居住するための住宅を取得した若者・子育て世代を対象に補助金を交付します。

●どんな人が補助金をもらえる対象になるの？

申請には、以下の条件をすべてクリアする必要があります

対象者

- 1 市内に住宅(新築・中古・戸建・集合)を取得した40歳未満(配偶者でも可)、もしくは世帯に18歳未満の子がいる方 ※令和6年4月1日現在
- 2 住宅取得のために、金融機関とのローン(返済期間10年以上)を締結している
- 3 居住者に市税等の未納がない
- 4 居住者が暴力団員でない
- 5 過去にこの補助金を受けていない

建物

- 1 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え延べ床面積が60㎡以上の建物である
- 2 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに取得し当該取得者名義の所有権登記(※)がされている
※全部事項証明書>権利部(甲区)に記載の所有権保存又は移転の年月日
- 3 昭和56年6月以降の耐震基準で建築された住宅(中古住宅の場合)

●いくら補助金がもらえるの？

補助金額

最大

15万円

基本額

10万円

※対象要件にあえば必ず支給する

+

加算額

5万円

※上記金額は最大金額です

加算 = 市内で消費した分をキャッシュバック

住宅取得後から補助金申請日までの期間に龍ヶ崎市内で消費した商品・サービスが対象になります。

※一部対象外の商品等あります。事前にホームページでご確認ください。
※複数店舗の合算も可能です。



申請時レシート(領収書)の原本添付必要

●申請に必要な書類は？

以下の書類をすべて提出する必要があります。

必要な書類

- 申請書(様式第1号)
 - 対象経費内訳一覧(様式第2号)【加算額確認用】
+ 経費の領収書・レシート(原本のみ有効) } 市HPよりダウンロード可
 - 住民票謄本(コピー不可)※発行日から3ヶ月以内のもの
※世帯全員の続柄記載のもの
※マイナンバーは記載しない
 - 補助対象住宅の登記事項証明書(建物の全部事項証明書に限る。コピー可)
 - 金融機関との金銭消費貸借契約書のコピー
<店舗等との併用住宅の場合>
 - 居住用面積が確認できる書類の写し(平面図の写しなど)
- ※申請の受付は郵送でも可能です。
郵送される場合は、必ず事前に電話でご連絡ください。